

# 令和8年第3回金沢市農業委員会総会

## 議 事 録

- 1 日 時 令和8年3月26日（木）午後3時～午後4時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和8年第3回金沢市農業委員会総会議案書」  
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり  
(農業委員19名、農地利用最適化推進委員7名、  
事務局4名)
- 5 議 事 別紙のとおり

## 令和8年第3回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

### 農業委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	中田 久志	○	8	福井 伸一	○	15	奥村 明義	○
2	井口 栄市	○	9	田辺 善郎	○	16	北本 久一	○
3	東 穰	○	10	松平 裕喜	○	17	鮎岡 裕	○
4	東中 守	○	11	庄田 純一	○	18	小林 博紀	○
5	新田 涼子	○	12	下村 繁之	○	19	川端 満	○
6	山口 範子	○	13	五坊 隆一	○	出席 19名		
7	二口 和忠	○	14	山川 叔枝	○	欠席 名		
						計 19名		

### 農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	山下 一	○	5	北山 新一	×	9	吉本 尚紀	○
2	高村 雅一	○	6	山村 哲夫	○	出席 7名		
3	山岸 良一	○	7	中村 義昭	○	欠席 2名		
14	堀越 一彦	○	8	菊知 亮	×	計 9名		

### 農業委員会事務局

	氏名・役職		氏名・役職		氏名・役職
1	大井川事務局長	3	畑山係長		
2	山口事務局次長	4	山主任		

## 別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、令和8年第3回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、議案審議に先立ち、研修として、令和8年2月に策定された、「金沢の農業と森づくりプラン 2030」についてご説明いただくこととしております。ご説明頂くため、本日は、紙谷農林水産局長はじめ農林水産局各課長及び農業センター所長にご出席をいただいております。</p> <p>誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、開会にあたり、金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、</p> <p>皆様には、ご起立くださるようお願いいたします。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和ください。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>井口会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、</p> <p>「金沢の農業と森づくりプラン 2030」について、ご説明いただきます。</p> <p>本日は、金沢市農林水産局より、</p> <p>紙谷農林水産局長、</p> <p>吉田農業水産振興課長、</p> <p>尾川農業センター所長、</p> <p>青山森林再生課長にお越しいただいております。</p> <p>皆様、公務、ご多忙のところありがとうございます。</p> <p>最初に、紙谷農林水産局長よりご挨拶をお願いします。</p> <p>(紙谷局長あいさつ)</p> <p>ありがとうございました。</p>

	<p>では、研修にうつります。</p> <p>委員の皆様には、資料のご用意をお願いいたします。</p> <p>それでは、順次、ご説明をお願いいたします。</p> <p>なお、説明は座ったままで結構でございます。</p>
	<p>(各課所長説明)</p> <p>(質疑応答)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、</p> <p>ここで、農林水産局の人事異動についてご紹介いたします。</p> <p>(人事異動発表)</p> <p>異動される方につきましては、大変お疲れ様でした。</p> <p>これまで農業委員会の活動にご支援ご協力いただき、本当にありがとうございました。</p> <p>農林水産局の皆様には、ここでご退席となります。</p> <p>本日は、お忙しいところ誠にありがとうございました。</p> <p>拍手をもってお送りください。</p> <p>(農林水産局幹部退出)</p> <p>それでは、</p> <p>次に事務局職員の異動についてご報告いたします。</p> <p>(事務局人事異動発表、挨拶)</p> <p>それでは、議案審議に入る前に、</p> <p>座席の変更を行います。少々お待ちください。</p>
	<p>(座席のレイアウト変更)</p>
事務局長	<p>お待たせいたしました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ19名であります。</p>

	<p>よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は7名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、松平委員と、庄田委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方がよいと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)
会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。</p> <p>それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。</p> <p>川端副会長、議長をお願いします。</p>
川端副会長	<p>円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の議案書をご覧ください。</p> <p>最初に、令和7年第12回総会及び令和8年第2回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和7年第12回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告します。</p> <p>農地法第5条許可申請1件については、12月23日付けで知事あてに送付し、3月11日付けで許可書を交付しております。</p> <p>次に、令和8年第2回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請3件については、2月25日付けで許可書を交付しております。</p>

	<p>農地法第4条許可申請2件については、2月25日付けで知事あてに送付し、3月19日付で許可書を交付しております。</p> <p>農地法第5条許可申請3件のうち、番号1と2については、2月25日付けで知事あてに送付し、3月19日付で許可書を交付しております。</p> <p>なお、番号3については、現時点では許可書は交付されておられません。</p> <p>非農地証明願1件については、2月25日付で証明書を交付しております。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、2月25日付けで金沢市長あて回答しております。</p> <p>なお、当該計画の認可は、3月下旬の予定です。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページから3ページです。</p> <p>今回、安原地区、栗五地区、小坂（千坂）地区、花園地区及び二塚地区から各1件、河北潟地区から2件、小坂地区から3件、合計10件の申請がありました。</p> <p>番号1は、下安原町、番号2は五郎島町の案件で、いずれも経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>なお番号1に関しては、所有者からあっせんの申出を受</p>

	<p>け、金沢市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に基づき、福井委員をあっせん委員として指名し、適正にあっせん活動を行った上で当該申請に至ったものです。売買が成立した際には、同基準に基づいてあっせん調書を作成し、追って総会で報告いたします。</p> <p>番号3、番号4及び番号5は、東長江町、番号7は、今町、番号8及び番号9は、湖南町の案件で、いずれも経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。</p> <p>番号6は福久町の案件で、水稻の栽培を目的として新規に就農を開始するため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号10は、二ツ寺町の案件で、生前贈与のため、所有権を移転するものです。</p> <p>以上、10件で、面積は合計64,084㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、関連がありますので、一括して上程いたします。</p>

	事務局、これについて説明願います。
事務局	<p>まず、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は4ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、三谷地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、牧山町の案件で、自己住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置される住宅であることから許可相当であると考えます。</p> <p>なお、現地はすでに自己住宅として使用されているため、所有者より始末書が提出されています。</p> <p>以上 1件で、面積は962㎡です。</p> <p>次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は5ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、安原地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、下安原町の案件で、使用貸借による権利の設定を伴う分家住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、農地の広がり10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから許可相当であると考えます。</p> <p>以上、1件で、面積は149.6㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、庄田委員から調査結果をご報告願います。</p>
庄田委員	<p>3月19日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを</p>

	確認したので、ご報告いたします。
川端副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、地区担当委員による現地調査について、事務局から報告願います。</p>
事務局	地区担当委員の福井委員、北本委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。
川端副会長	<p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号及び議案第3号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 非農地証明願について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第4号 非農地証明願について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は6ページです。</p> <p>今回、浅川地区から、2件の申請がありました。</p> <p>番号1及び番号2は、藤六町の案件で、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。</p> <p>以上、2件で、面積は合計601㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願います。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>

	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は7ページから13ページです。</p> <p>本件は、金沢市から、農用地利用集積等促進計画案について、同法第19条第3項の規定により、本委員会に意見を求められているものです。</p> <p>利用権設定について、粟五地区から2件、潟津及び川北地区から1件、川北地区から1件、川北及び大場地区から1件、小坂(千坂)地区から1件、金浦地区から1件、才田地区から1件、花園地区から1件の申出がありました。賃借権を設定する、契約期間が10年の新規設定が1件、契約期間が10年の再設定が4件、契約期間が5年の再設定が1件で、使用貸借権を設定する、契約期間が10年の再設定が1件、契約期間が9年11か月の新規設定が1件、契約期間が5年の新規設定が1件で、面積は合計54,621.82㎡です。</p> <p>権利移転について、安原地区から1件の申出がありました。</p> <p>賃借権による権利の設定後に借受人を変更するもので、借受人及び残存期間は議案書に記載のとおりで、面積は587㎡</p>

	<p>です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号及び報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から報告願ひます。</p>
事務局	<p>報告第1号及び第2号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は14ページから20ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が4件で、面積は合計1,018㎡、第5条が21件で、面積は合計6,749.80㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願ひます。</p>

事務局	<p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は21ページから22ページです。</p> <p>届出件数は4件で、面積は合計7,209㎡です。内容、解約理由については議案書に記載のとおりです。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は23ページから27ページです。</p> <p>届出件数は2件で、面積は合計11,966.82㎡、取得事由はいずれも相続で、あっせんの希望はありません。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第5号 農地法制限除外の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第5号 農地法制限除外の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は、28ページです。</p> <p>農地法第4条の制限除外について、届出件数は1件で、面積は150.25㎡です。2アール未満の農地を自らの耕作のための農業用施設に転用する場合の例外規定に基づくものです。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>

	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第6号 金沢市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせん活動報告について、事務局から報告願います。
事務局	報告第6号 金沢市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせん活動報告について、ご報告いたします。 議案書は、29 ページから 30 ページです。 あっせん活動の報告件数は4件で、すべて適正なあっせん活動を通じて農地法第3条の許可書が交付され、報告事項のとおり売買が成立したことを報告いたします。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。 慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。 それでは、これにて議長を交替いたします。
会 長	川端副会長、どうもありがとうございました。 引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。 小林副会長、議長をお願いします。
小林副会長	委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。 それでは、議案第6号 金沢市農業委員会農地利用最適化推進委員の選考について、上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第6号 金沢市農業委員会農地利用最適化推進委員の選考について、ご説明いたします。 議案書は、1 ページです。

まず、募集結果ですが、定数 9 人に対し 9 人の推薦がありました。

それでは、要綱に基づき 3 月 1 1 日に行われた農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の評価結果を説明いたします。

(1) 書類審査による評価については、いずれの候補者も、農地利用最適化推進委員にふさわしいとの評価結果となっております。

(2) 面接による評価については、今回推薦を受けた者は推進委員の定数と同数であり、また、書類審査の結果、すべての者が農地利用最適化推進委員にふさわしいと評価されたことから、面接による評価は不要と考えられるとの意見が出されています。

以上のことから、農地利用最適化推進委員候補者の選考等の案につきましては、評価委員会の意見を参考とし、次のとおりといたします。

- ・選考については、推薦を受けた者すべてを推進委員の候補者とする。

- ・面接による評価は実施しない。

今後の手続きにつきましては、推薦した者に対し、選考した結果を通知いたしまして、7 月に新たに任命された農業委員で構成する農業委員会が決定し囑託を行う流れとなります。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

小林副会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、本日欠席の菊知委員のほか、山岸委員、堀越委員、山村委員の 3 名は、農地利用最適化推進委員として推薦を受けておりますので、審議の公正を期すため、委員は農業委員会法第 31 条第 1 項の規定に準じ、ご退席をお願いします。

(山岸委員、堀越委員、山村委員 退席)

	この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
小林副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第6号 金沢市農業委員会農地利用最適化推進委員の選考については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
小林副会長	ご異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり決定いたします。 それではここで、山岸委員、堀越委員、山村委員に、ご着席いただくこととします。  (山岸委員、堀越委員、山村委員 着席)  以上で、農政部門の案件は終了いたしました。 委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。
会 長	小林副会長、どうもありがとうございました。 それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。 事務局、説明をお願いします。
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	それでは最後に、3月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。

	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、どうもありがとうございました。 それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶を お願いいたします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	二口副会長、どうもありがとうございました。 委員の皆様には、本日はご苦勞様でございました。 以上で、散会といたします。